

自由民主党

東日本大震災復興加速化本部長

額賀 福志郎 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

このことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解案を全部受諾するよう、政府及び東京電力に働きかけていただきたい。

衆議院議員

様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長

馬 場

有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

このことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解案を全部受諾するよう、政府及び東京電力に働きかけていただきたい。

経済産業大臣

林 幹雄 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長 馬 場 有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

このことから、下記のとおり要望いたします。

記

和解案を速やかに全部受諾するよう東京電力に命じて
いただきたい。

文部科学大臣

馳 浩 様

東京電力に対し和解案全部受諾を求める

要 望 書

平成28年2月2日

浪 江 町 長

馬 場

有



当町が町民15,000名以上を代理し行った、原子力損害賠償紛争解決センター（ADRセンター）への和解仲介申立に関して、東京電力は、自身が標榜する「和解案の尊重」に反し、未だ仲介委員が示した和解案（別紙1）を受諾しておりません。

このことは、原子力損害賠償制度において、重要な役割を担うADRセンターの紛争解決機能を阻害し、多くの原発事故被害者救済に支障を生じさせる行為であり、今般、ADRセンターは東京電力に対し「和解案受諾勧告書」（別紙2）を提示しました。

当町は、現在、帰還に向け復興に全力を尽くしておりますが、原発事故被災地域の中でも特に町民が広域に分散し、町の総面積の80%以上が帰還困難区域に設定されている等の特殊な事情（別紙3）があり、町民は将来不安を増大させながら、和解仲介申立ての解決の見通しも立たない状況に置かれています。

この間、申立人のうち、既に440名以上が和解案に基づく賠償を受けられないまま亡くなっており（平成27年12月末現在）、被害者の救済は一刻の猶予も許されない状況です。

このことから、下記のとおり要望いたします。

記

東京電力が和解仲介案を全部受諾するよう、重ねて説得していただきたい。